

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地

アネスト岩田株式会社

代表取締役社長 壺 田 貴 弘

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成25年6月25日（火曜日）午後5時30分（営業終了時刻）までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年 6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜 3丁目 6番15号
新横浜グレイスホテル 4階「サフィアの間」
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第67期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件
4. 招集にあたっての決定事項
1). 賛否の記載のない議決権行使書の取り扱い
ご提出された議決権行使書の賛否の欄に記載がない場合は、各議案について会社提案については賛成、株主提案については反対として、取り扱います。

2). 議決権の代理行使（代理人の資格及び人数）

代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名を代理人に委任することができます。この場合は、代理人を証明する書類（委任状と議決権行使書）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

3). 不統一行使の事前通知方法

会社法第313条第2項に定める通知（議決権の不統一行使に係る通知）は、株主総会の3日前（平成25年6月22日）までに、当社に対して議決権を統一しないで行使する旨とその理由を記載した書面によりご通知ください。

4). 招集通知添付書類のWEB掲載

当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.anest-iwata.co.jp/>) に掲載しておりますので、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類には、当該事項は記載しておりません。なお、監査役が監査した事業報告並びに監査役及び会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した以下の事項を含んでおります。

- ①事業報告の「(5) 株式会社の支配に関する基本方針」に係る一部の内容
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の個別注記表

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.anest-iwata.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

①事業の状況

当連結会計年度における経済情勢は、国内は、長期化した円高、中国との関係悪化、欧州債務問題などの影響で消費が低迷し総じて厳しい状況となりました。海外は、米国経済が個人消費を中心に回復傾向が見られたものの、欧州経済の停滞や中国を始めとする新興国の成長鈍化により、総じて低迷しました。

このようななか、当社グループは海外を含めた有望市場の開拓・深耕に積極的に経営資源を投入し、諸施策を実行してまいりました。新製品開発におきましては、圧縮機製品では中形コンプレッサの世界戦略機としてオイルフリークロー型「AbsoluteAir」シリーズ、スクルー型「ExactAir」シリーズの生産・販売を開始しました。また、スクロール技術の新たな可能性を広げる小形バイナリー発電装置を開発しております。真空機器製品では、好評を得ているドライスクロール真空ポンプの研究開発用低振動モデルや、炭素繊維強化プラスチック成型工程用の専用機を開発しました。塗装機器製品では、自動車補修用スプレーガン「極み」シリーズに小形機種を追加、乾式塗装ブースのフルモデルチェンジ、塗料以外の液体塗布専用モデルとして離型剤や食用油などの液体塗布用スプレーガンを開発しました。販売活動におきましては、新市場・新販路の拡大を図るため海外を含む営業拠点設置や再配置を行うと共にITツール活用によるお客様への提案力向上を図ってまいりました。併せて利益の拡大を目指して原価低減策の実行や経費の見直しを継続推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高22,540百万円（前連結会計年度比6.3%増）、営業利益2,109百万円（同3.2%増）、経常利益2,638百万円（同16.5%増）、当期純利益1,780百万円（同34.6%増）となり、前連結会計年度の業績と比較し増収増益となりました。

<報告セグメント>

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	日本	ヨーロッパ	アジア	計		
(前連結会計年度 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)						
外部顧客への売上高	15,395	1,609	2,715	19,720	1,491	21,212
セグメント間の内部売上高等含む	17,863	1,716	2,857	22,437	1,510	23,947
セグメント利益	2,443	69	229	2,742	17	2,760
(当連結会計年度 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)						
外部顧客への売上高	15,066	1,894	3,708	20,670	1,870	22,540
セグメント間の内部売上高等含む	17,721	2,045	3,877	23,645	1,889	25,534
セグメント利益	2,504	38	274	2,816	9	2,826
前連結会計年度対比の増減額及び増減率						
外部顧客への売上高 増減額と増減率	△329 △2.1%	285 17.8%	992 36.6%	949 4.8%	379 25.4%	1,328 6.3%
セグメント間の内部売上高等含む 増減額と増減率	△141 △0.8%	329 19.2%	1,020 35.7%	1,208 5.4%	378 25.1%	1,586 6.6%
セグメント利益 増減額と増減率	61 2.5%	△31 △45.2%	44 19.4%	74 2.7%	△8 △47.8%	65 2.4%

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アメリカ、オーストラリア、ロシア、ブラジル及び南アフリカの現地法人の事業活動であります。

2. セグメント利益はセグメント間の内部売上高に係る利益も含んでおります。

セグメントごとの状況は、以下のとおりです。

「日本」

日本では、圧縮機の売上高が伸長しましたが、全体では外部顧客への売上高は15,066百万円(2.1%減)、セグメント利益は2,504百万円(2.5%増)となりました。

「ヨーロッパ」

ヨーロッパでは、塗装機器を中心に売上高が伸長し外部顧客への売上高は1,894百万円(17.8%増)でしたが、セグメント利益は38百万円(45.2%減)となりました。

「アジア」

アジアでは、圧縮機・塗装機器・塗装設備が伸長し、外部顧客への売上高は3,708百万円(36.6%増)、セグメント利益は274百万円(19.4%増)となりました。

「その他」

その他では、塗装機器を中心に伸長し、外部顧客への売上高は1,870百万円(25.4%増)でしたが、セグメント利益は9百万円(47.8%減)となりました。

〈地域ごとの売上高〉

地 域	日 本	ヨーロッパ	ア ジ ア	そ の 他	合 計
売上高（百万円）	12,914	2,851	4,288	2,487	22,540
構 成 比 (%)	57.3	12.7	19.0	11.0	100.0

(注) 地域売上高を示し、例えば日本からヨーロッパの外部顧客への売上高はヨーロッパの売上高に含まれます。

〈製品別売上高〉

製品区分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度対比	
	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで		平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで			
	売上高（千円）	構 成 比 (%)	売上高（千円）	構 成 比 (%)	増減額（千円）	増減率 (%)
圧 縮 機	10,334,658	48.7	10,729,068	47.6	394,409	3.8
真 空 機 器	1,609,907	7.6	1,503,479	6.7	△106,428	△6.6
塗 装 機 器	7,654,549	36.1	8,741,639	38.8	1,087,090	14.2
塗 装 設 備	1,613,147	7.6	1,566,645	6.9	△46,501	△2.9
計	21,212,262	100.0	22,540,832	100.0	1,328,569	6.3

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は総額1,728百万円であります。主な設備投資先セグメントは日本で、その内容は工作機械、空調設備、テント倉庫等です。当連結会計年度に売却、撤去、滅失した重要な固定資産は、横浜の本社にて使用していた工作機械の除却であり、その固定資産除却損は107百万円であります。

③資金調達の状況

当社及び一部の連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの契約額	7,604百万円
・借入実行残高	—
・借入未実行残高	7,604百万円

④対処すべき課題

当社グループは、景気に左右されない企業構造ならびに企業体質への変革に向けて、事業構造・経営情報管理の改革を推進し、競争力の強化を図ってまいりました。更なる成長へ繋げる為、具体的には下記の課題に対処してまいります。

a. お客様密着型営業スタイルの確立

基本方針を具体化させるため、営業員・サービス員のパワーを十分に引き出すためのITツールの更なる開発やお客様とのコミュニケーションを目的とした諸施設の充実を進めてまいります。

b. 効率的生産・供給体制の確立

受注生産方式の拡大・・・「計画生産方式」から「受注生産方式」への転換を更に進めてまいります。現在、国内で実施している受注生産方式を海外子会社にも拡大し、併せて海外物流体制を充実させ、納期短縮と在庫の削減を進めてまいります。

国内生産拠点の先進化・・・国内生産工場に自動生産設備、最先端設備を導入し、最効率の生産工場を目指してまいります。

c. お客様志向の製品開発

お客様が満足できるカスタマイズ製品を開発することが、ニッチ市場を制覇し、果ては収益の拡大に貢献するものと考え、世界の主要拠点に技術者を配置することによりエリア別開発体制の構築・整備を進めてまいります。

d. グローバル化の推進

当社グループは、イタリア・イギリス・フランス・スペイン・スウェーデン・ドイツ・ロシア・インド・タイ・中国・台湾・韓国・アメリカ・オーストラリア・ブラジル・南アフリカに関係会社を設立しています。これらの関係会社の収益と事業の更なる拡大を図るとともに、情報管理体制を含めたグローバル化の拡大を積極的に進めてまいります。

e. 人材の確保・育成

「真のグローバル企業」となる為に、世界視野で考え、活動が出来る人材の採用・育成と、その人材の世界最適配置体制を確立してまいります。

f. 事業継続計画（BCP）の充実

災害発生時の早期復旧と事業継続を目的とする事業継続計画において、実践的な教育訓練を強化して災害等の緊急事態発生に対応できる体制を充実してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 64 期 (平成22年3月期)	第 65 期 (平成23年3月期)	第 66 期 (平成24年3月期)	第 67 期 (当連結会計年度) (平成25年3月期)
売上高 (百万円)	17,886	20,171	21,212	22,540
経常利益 (百万円)	1,103	2,325	2,264	2,638
当期純利益 (百万円)	711	1,379	1,322	1,780
1株当たり当期純利益(円)	15.44	30.53	30.17	41.56
総資産 (百万円)	24,140	24,468	24,716	27,565
純資産 (百万円)	17,440	17,367	17,852	19,677

(注) 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

第64期 前期からの景気低迷の影響を大きく受け減収減益となりました。

第65期 前期に底を打った景気は新興国需要に牽引されて回復し、増収増益となりました。

第66期 前期末の東日本大震災の影響により生産性が低下し、増収減益となりました。

第67期 当連結会計年度につきましては、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係 該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
アネスト岩田サービス株式会社	10 百万円	100.0 %	圧縮機の修理、部品販売
アネスト岩田コーティングサービス株式会社	10 百万円	100.0	塗装機器の修理、販売、塗装設備の製造販売
阿耐思特岩田産業機械(上海)有限公司	200 千USD	100.0	圧縮機、真空機器、塗装機器、塗装設備の販売
ANEST IWATA Europe s. r. l.	800 千EUR	86.8	塗装機器、塗装設備の販売
ANEST IWATA MOTHERSON Ltd.	435 百万INR	51.0	圧縮機、真空機器の製造販売

(注) 当社の連結子会社は「(5) 主要な営業所及び工場」に記載した29社であります。

(4) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
圧 縮 機	コンプレッサ、窒素ガス発生装置、クリーンエアシステム
真 空 機 器	ドライスクロール真空ポンプ、真空機器
塗 装 機 器	スプレーガン、塗料供給装置、塗装ブース、各種液体塗布機器
塗 装 設 備	塗装プラント、塗装ロボット、自動塗装装置

(5) 主要な営業所及び工場 (平成25年3月31日現在)

国内拠点	本社	神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地	
	工場	秋田工場 (秋田県大仙市)	
		福島工場 (福島県西白河郡矢吹町)	
	営業拠点	全国10営業拠点	
	子会社	アネスト岩田サービス株式会社 (神奈川県横浜市)	
アネスト岩田コーティングサービス株式会社 (神奈川県横浜市)			
アネスト岩田真空サービス株式会社 (神奈川県横浜市)			
アネスト岩田キャンベル株式会社 (神奈川県横浜市)			
海外拠点	ヨーロッパ	子会社	(販) ANEST IWATA Europe s. r. l. (イタリア)
			(製・販) AIR GUNSA s. r. l. (イタリア)
			(製・販) ANEST IWATA AIR TECH s. r. l. (イタリア)
			(販) ANEST IWATA Deutschland GmbH (ドイツ)
			(販) ANEST IWATA France S.A. (フランス)
			(販) ANEST IWATA (U.K.) Ltd. (イギリス)
			(販) Anest Iwata Scandinavia AB (スウェーデン)
			(販) ANEST IWATA Iberica S.L. (スペイン)
	持分法	(販) ANEST IWATA Italia s.r.l. (イタリア)	
	アジア	子会社	(製・販) 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司 (中国)
			(販) 阿耐思特岩田産業機械 (上海) 有限公司 (中国)
			(製・販) 東莞阿耐思特岩田機械有限公司 (中国)
			(製・販) 上海阿耐思特岩田塗装機械有限公司 (中国)
			(販) 阿耐思特岩田 (上海) 商貿有限公司 (中国)
			(製・販) ANEST IWATA Korea Corp. (韓国)
			(製・販) ANEST IWATA MOTHERSON Ltd. (インド)
			(製・販) ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Ltd. (インド)
			(販) AIR FACTORY ENERGY Ltd. (インド)
			(製・販) ANEST IWATA SOUTHEAST ASIA Co., Ltd. (タイ)
	持分法	(製・販) 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 (中国)	
	(製・販) 岩田友嘉精機股份有限公司 (台湾)		
その他	子会社	(販) ANEST IWATA USA, Inc. (アメリカ)	
		(販) ANEST IWATA - Medea, Inc. (アメリカ)	
		(製・販) ANEST IWATA AIR ENGINEERING, Inc. (アメリカ)	
		(販) ANEST IWATA South Africa (Pty) Ltd. (南アフリカ)	
		(販) ANEST IWATA Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)	
		(販) ANEST IWATA RUS LLC(ロシア)	
		(販) ANEST IWATA DO BRASIL COMERCIAL LTDA. (ブラジル)	
持分法	(製・販) Powerex-Iwata Air Technology, Inc. (アメリカ)		

(注) (販) は販売拠点を、(製・販) は製造及び販売拠点を、持分法は持分法適用会社を表しております。

(6) 従業員の状況

報告セグメント	日本	ヨーロッパ	アジア	その他	合計
従業員数(名)	602	80	404	55	1,141

(注)アジアが前事業年度末に比較し82名増加しております。これは、上海阿耐思特岩田塗装機械有限公司を、持分の追加取得により持分法適用会社から子会社にしたこと等の理由によるものです。

(7) 主要な借入先

記載を要する借入先は有りません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 189,290,000株
- ②発行済株式の総数 42,310,698株 (自己株式 4,807株を除く)
- ③株主数 4,157名
- ④大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
第一生命保険株式会社	2,272,000	5.4
アネスト岩田仕入先持株会	2,107,100	5.0
アネスト岩田得意先持株会	2,036,000	4.8
明治安田生命保険相互会社	1,520,848	3.6
アネスト岩田従業員持株会	1,314,300	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,272,000	3.0
株式会社常陽銀行	1,200,000	2.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,105,635	2.6
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	1,087,000	2.6
株式会社りそな銀行	1,034,349	2.4

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(4,807株)を控除して計算しております。
2. 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(共同保有者三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社)から平成24年4月18日付で提出された変更報告書No.1(商号変更および住所変更)により、同年4月13日現在同社が2,319,000株を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(共同保有者株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社、国際投信投資顧問株式会社)から平成24年9月3日付で提出された大量保有報告書により、同年8月27日現在同社が2,177,635株を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
4. アネスト岩田仕入先持株会から平成25年3月12日付で提出された大量保有報告書により、同年3月5日現在同会が2,117,100株を保有している旨の報告を受けております。

⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項及び定款第6条の定めにより自己株式を取得いたしました。また、消却もいたしました。

(自己株式の取得について)

取締役会決議日	取得日	取得方法	取得した株式の数(千株)	発行済株式総数に対する割合	取得価額の総額(千円)
平成24年8月20日	平成24年8月21日	立会外買付取引	544	1.25%	187,680
平成24年11月21日	平成24年11月22日	立会外買付取引	500	1.15%	160,000
計			1,044	-	347,680

(注) 取得した株式は全て「普通株式」です。

(自己株式の消却について)

取締役会決議日	消却した日	消却した目的	消却した株式の数(千株)
平成24年12月8日	平成24年12月25日	資本効率向上のための消却	1,050
計			1,050

(注) 消却した株式は全て「普通株式」です。

(2) 会社役員に関する事項

①取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	森 本 潔	
代表取締役社長	壺 田 貴 弘	ANEST IWATA MOTHERSON Ltd. 代表取締役 ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Ltd. 代表取締役 ANEST IWATA Korea Corp. 代表取締役 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 代表取締役
取 締 役	飯 田 紀 之	管理部長
取 締 役	平 瀬 彰	生産部長
取 締 役	古 賀 弘 志	経理部長
取 締 役	町 田 厚 美	株式会社フューチャーネクスト 代表取締役
常 勤 監 査 役	岩 田 一	岩田不動産株式会社 代表取締役
監 査 役	腰 越 勉	公認会計士 株式会社未来会計社 代表取締役 株式会社清水会計センター 代表取締役 日栄監査法人 代表社員
監 査 役	高 山 昌 茂	公認会計士 協和監査法人 代表社員 税理士法人協和会計事務所 代表社員 オーピーアイジャパン株式会社 代表取締役
監 査 役	森 敏 文	

- (注) 1. 取締役町田厚美氏は社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役腰越 勉、監査役高山昌茂、監査役森 敏文の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、同3氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役腰越 勉氏、高山昌茂の両氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役高山昌茂、監査役森 敏文の両氏は、平成24年6月26日開催の第66期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
5. 我妻隆邦、木内 渥の両氏は、平成24年6月26日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

取 締 役		監 査 役		合 計	
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
6名	126百万円	6名	30百万円	12名	156百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等には、当期の役員賞与引当金繰入額34百万円が、監査役の報酬等には、当期の役員賞与引当金繰入額6百万円が含まれております。
2. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額3名41百万円を含みません。
3. 取締役の報酬等のうち社外取締役1名に5百万円を支給しています。
4. 監査役の報酬等のうち社外監査役5名に12百万円を支給しています。
5. 平成20年6月26日開催の第62期定時株主総会決議による取締役報酬限度額は年額2億円以内、平成18年6月27日開催の第60期定時株主総会決議による監査役報酬限度額は5千万円以内であります。
6. 上記の監査役の支給人員には、平成24年6月26日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した2名を含んでおります。

③取締役及び監査役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

役員報酬は株主総会で決定された限度額の範囲内でその具体的金額を取締役会で、監査役については監査役の協議で決定することができるとされており、当社におきましても、この方法で決定しています。

報酬等の算定につきましては、取締役については毎月の定期同額給与と連結経常利益の額を算定指標とした年1回の業績連動給与（役員賞与）を役位及び業績によって算定し、監査役につきましては監査役会にて決定した基準に従って算定しています。

④社外役員に関する事項

(a)重要な兼職先と当社との関係

- i. 取締役町田厚美氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。
これらの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- ・株式会社フューチャーネクスト 代表取締役
- ii. 監査役腰越 勉氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。
これらの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- ・株式会社未来会計社 代表取締役
 - ・株式会社清水会計センター 代表取締役
 - ・日栄監査法人 代表社員
- iii. 監査役高山昌茂氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。
これらの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- ・協和監査法人 代表社員
 - ・税理士法人協和会計事務所 代表社員
 - ・オーピーアイジャパン株式会社 代表取締役
- iv. 監査役森 敏文氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
町田厚美 (社外取締役)	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会23回の全てに出席いたしました。	経営コンサルタントとしての専門的知識や豊富な経験から、適宜適切な意見・提言等があります。
腰越勉 (社外監査役)	8年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会23回のうち22回に出席、監査役会14回のうち12回に出席いたしました。	会計・税務の専門家としての知識や豊富な経験に基づき、専門的見地から積極的な意見・提言等があります。
高山昌茂 (社外監査役)	9ヶ月	平成24年6月就任後に開催した取締役会17回の全てに出席、同じく就任後に開催した監査役会9回の全てに出席いたしました。	会計・税務の専門家としての知識や豊富な経験に基づき、専門的見地から積極的な意見・提言等があります。
森敏文 (社外監査役)	9ヶ月	平成24年6月就任後に開催した取締役会17回の全てに出席、同じく就任後に開催した監査役会9回の全てに出席いたしました。	国内・海外企業における会社経営の知識や豊富な経験に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。

- (注) 1. 社外取締役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
3. 在任期間は、平成25年3月31日現在の在任期間を記載しております。
4. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(c) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役町田厚美氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の内容は、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失ないときは、損害賠償責任の限度を会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と限定しております。

(d) 独立性に関する基準又は方針について

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任に当たり、独立性に関する基準又は方針はないが、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（独立役員に関する判断基準等）を参考にしております。なお、社外取締役1名及び社外監査役3名については、その経歴及び識見から当社事業に対し客観的・中立的発言を行うものと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 青南監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(a) 当事業年度に係る報酬等の額 28,000千円

(b) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の議案として提出することを取締役に請求し、取締役会はそれを審議いたしません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であったものも含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定め、これに基づき下記内容の責任限定契約を結んでいます。

会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じた額をもって、損害賠償責任の限度とする。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 就業規則等において、法令、定款及び社内規程等を遵守することを義務付けています。
 - (b) アネスト岩田グループで働く全ての者が責任のある行動を取るための指針とするため、「行動規範」を定め、浸透を図っています。
 - (c) 内部通報窓口を設置し、不正リスクを軽減させるとともに、法令上疑義のある行為を早期に発見・対応する体制を構築しています。
 - (d) 法務部門を設置し法務研修等により継続的なコンプライアンスの指導を行うとともに、内部監査部門の配置により、その浸透状況を確認しています。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行っています。
 - (a) 組織の構成と各組織の業務を明確にし、また、権限の範囲を定めるため、組織規程を設けています。
 - (b) 取締役会規程を定め、取締役会を月1回定期開催するほか、必要に応じて臨時に開催する旨を定めています。
 - (c) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含めています。
 - (d) 経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするために、取締役の任期を1年にしています。
- ③ 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報（文書・議事録）及び重要な決裁に係る情報の保存・管理についての指針とするため文書管理規程等を定めています。
 - (b) 電子ファイル等に関わるシステムを安全に管理し、不測の事態にも適切に対応しています。
- ④ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (a) リスクの洗い出し・予防及びリスクが現実のものとなった場合の企業価値の保全を目的として、リスク危機管理規程を定めています。
 - (b) リスク危機管理規程等に基づき、リスクに対する統一した管理体制として、社長を委員長とした「危機管理委員会」を設置しています。
 - (c) 緊急事態が発生した場合には、1時間以内に「危機管理委員会」を招集し、対応を迅速かつ適切に行うとともに、事後の防止策を講じるよう定めています。

- ⑤ 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) グループ各社の管理についての指針として「グループ経営管理規程」を定めています。
 - (b) 当社の製品別担当部門がグループ各社の主管となり、グループ各社への指導・支援を実施しています。
 - (c) グループ各社は定期的に親会社に財務状況等の報告を行っています。また、当社の内部監査部門が、グループ各社に対する監査を実施しています。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役会規程を設け、監査役を補助すべき従業員について、以下を定めています。
- (a) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査担当者の中から監査役を補助すべき従業員を指名することができること。
 - (b) 監査役を補助すべき従業員を設置した場合、当該従業員は監査役の業務指示・命令を受け、その人事は監査役の同意の下に行わなければならないこと。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役会又は監査役に報告するための体制とその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び従業員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、監査役会規程に以下の定めを設けています。
- (a) 取締役及び従業員は職務執行等の状況について監査役に報告しなければならないこと。
会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況、会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項、月次決算報告、内部監査の状況と監査結果、法令・定款等に違反するおそれのある事項、上記以外の会社経営上重要な事項等。
 - (b) 監査役は取締役会以外の重要な会議にも出席することができること。
 - (c) 監査役は代表取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に会合を持ち意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めることができること。
 - (d) 監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができること。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、大正15年の創業以来、「誠心」を社是として「お客様の立場に立ち、誠心を込めて製品やサービスをお届けする。」ことを実行してまいりました。その間に蓄積した知識やノウハウを活用し、品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただける圧縮機・真空機器・塗装機器の専門メーカーとして成長してまいりました。「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、当社が永年にわたり蓄積した知識やノウハウを活用し、更なる品質向上・技術革新に努め、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することで、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上を成し得るものと考えております。

上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模買付行為者の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討する、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そのため、平成19年5月15日の取締役会にて、企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様への買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間と情報を確保することを目的として大規模買付行為に関するルールを導入いたしました。

尚、導入いたしましたルールの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.anest-iwata.co.jp/>) および「株主総会参考書類」第4号議案の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」に掲載しております。

(本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,914,681	流動負債	5,397,766
現金及び預金	6,713,098	支払手形及び買掛金	2,388,558
受取手形及び売掛金	4,210,172	短期借入金	97,503
有価証券	250,000	1年内返済長期借入金	1,071
商品及び製品	2,237,571	リース債務	120,501
仕掛品	165,347	未払法人税等	622,569
原材料及び貯蔵品	1,275,492	賞与引当金	563,777
繰延税金資産	604,154	役員賞与引当金	40,575
その他	489,677	製品保証引当金	135,467
貸倒引当金	△30,832	その他	1,427,741
固定資産	11,651,033	固定負債	2,490,256
有形固定資産	6,367,528	長期借入金	37,751
建物及び構築物	2,512,906	リース債務	384,793
機械装置及び運搬具	1,280,952	繰延税金負債	26,291
土地	1,432,752	退職給付引当金	1,968,857
リース資産	465,602	その他	72,562
建設仮勘定	504,270	負債合計	7,888,022
その他	171,044	純資産の部	
無形固定資産	649,173	株主資本	19,167,244
のれん	32,770	資本金	3,354,353
その他	616,402	資本剰余金	1,380,380
投資その他の資産	4,634,330	利益剰余金	14,434,112
投資有価証券	3,251,966	自己株式	△1,600
長期貸付金	138,410	その他の包括利益累計額	△324,227
繰延税金資産	523,465	その他有価証券評価差額金	170,370
長期預金	100,125	為替換算調整勘定	△494,597
その他	641,014	少数株主持分	834,674
貸倒引当金	△20,650	純資産合計	19,677,692
資産合計	27,565,715	負債・純資産合計	27,565,715

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,540,832
売 上 原 価		13,282,254
売 上 総 利 益		9,258,577
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,148,751
営 業 利 益		2,109,825
営 業 外 収 益		555,499
受 取 利 息	37,378	
受 取 配 当 金	35,368	
為 替 差 益	168,832	
受 取 技 術 料	50,941	
持分法による投資利益	114,110	
そ の 他	148,868	
営 業 外 費 用		27,263
支 払 利 息	10,417	
そ の 他	16,845	
経 常 利 益		2,638,062
特 別 利 益		168,141
固 定 資 産 売 却 益	105	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	17,010	
段 階 取 得 に 係 る 差 益	63,139	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	82,314	
そ の 他	5,571	
特 別 損 失		39,007
固 定 資 産 売 却 損	2,102	
固 定 資 産 除 却 損	11,777	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4,549	
投 資 有 価 証 券 償 還 損	16,425	
そ の 他	4,153	
税金等調整前当期純利益		2,767,196
法人税、住民税及び事業税	1,011,816	
法人税等調整額	△120,340	
少数株主損益調整前当期純利益		1,875,719
少数株主利益		95,701
当 期 純 利 益		1,780,018

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,354,353	1,380,380	13,477,454	△2,831	18,209,356
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△473,653		△473,653
当 期 純 利 益			1,780,018		1,780,018
自己株式の取得				△348,476	△348,476
自己株式の消却			△349,707	349,707	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	956,657	1,230	957,888
当 期 末 残 高	3,354,353	1,380,380	14,434,112	△1,600	19,167,244

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△34,824	△862,944	△897,769	541,036	17,852,623
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△473,653
当 期 純 利 益					1,780,018
自己株式の取得					△348,476
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の当期変動額合計(純額)	205,195	368,347	573,542	293,638	867,180
当 期 変 動 額 合 計	205,195	368,347	573,542	293,638	1,825,068
当 期 末 残 高	170,370	△494,597	△324,227	834,674	19,677,692

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,260,093	流動負債	3,913,030
現金及び預金	5,211,250	買掛金	1,636,576
売掛金	3,241,163	リース債務	120,501
有価証券	250,000	未払金	918,570
商品及び製品	870,582	未払法人税等	506,326
仕掛品	100,675	未払事業所税	21,308
原材料及び貯蔵品	1,000,712	預り金	26,274
前渡金	785	賞与引当金	505,525
繰延税金資産	366,729	役員賞与引当金	40,575
未収入金	155,126	製品保証引当金	132,576
その他の貸倒引当金	63,069	その他の	4,795
固定資産	13,118,912	固定負債	2,324,065
有形固定資産	5,393,512	リース債務	384,793
建物	1,975,995	退職給付引当金	1,888,159
構築物	158,544	資産除去債務	3,200
機械及び装置	951,137	その他の	47,912
車両運搬具	2,934	負債合計	6,237,096
工具、器具及び備品	92,707	純資産の部	
土地	1,422,347	株主資本	17,971,538
リース資産	465,602	資本金	3,354,353
建設仮勘定	324,242	資本剰余金	1,380,380
無形固定資産	462,341	資本準備金	1,380,380
リース資産	12,287	利益剰余金	13,238,406
借地権	790	利益準備金	838,588
ソフトウェア	83,509	その他利益剰余金	12,399,818
ソフトウェア仮勘定	360,776	別途積立金	9,700,000
電話加入権	3,916	繰越利益剰余金	2,699,818
施設利用権	1,061	自己株式	△1,600
投資その他の資産	7,263,059	評価・換算差額等	170,370
投資有価証券	2,127,961	その他有価証券評価差額金	170,370
関係会社株式	1,942,788	純資産合計	18,141,909
出資	1,200	負債・純資産合計	24,379,005
関係会社出資金	1,317,476		
関係会社長期貸付金	836,088		
長期前払費用	961		
事業保険積立金	38,710		
敷金	80,578		
長期預金	100,000		
前払年金費用	270,305		
繰延税金資産	510,443		
その他の	67,195		
貸倒引当金	△30,650		
資産合計	24,379,005		

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,197,838
売 上 原 価		9,493,514
売 上 総 利 益		5,704,323
販売費及び一般管理費		4,208,161
営 業 利 益		1,496,162
営 業 外 収 益		702,008
受 取 利 息	29,174	
受 取 配 当 金	433,374	
為 替 差 益	73,148	
受 取 技 術 料	67,990	
そ の 他	98,320	
営 業 外 費 用		19,174
支 払 利 息	2,993	
海 外 源 泉 税	12,315	
そ の 他	3,864	
経 常 利 益		2,178,996
特 別 利 益		100,038
投 資 有 価 証 券 売 却 益	17,010	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	82,314	
そ の 他	712	
特 別 損 失		97,511
固 定 資 産 売 却 損	2,018	
固 定 資 産 除 却 損	11,611	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	12,396	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	48,649	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4,549	
投 資 有 価 証 券 償 還 損	16,425	
そ の 他	1,860	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,181,522
法人税、住民税及び事業税	723,104	
法 人 税 等 調 整 額	△81,960	641,144
当 期 純 利 益		1,540,378

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	3,354,353	1,380,380	1,380,380	838,588	9,700,000	1,982,800	12,521,388
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△473,653	△473,653
当 期 純 利 益						1,540,378	1,540,378
自 己 株 式 の 消 却						△349,707	△349,707
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	717,017	717,017
当 期 末 残 高	3,354,353	1,380,380	1,380,380	838,588	9,700,000	2,699,818	13,238,406

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△2,831	17,253,290	△34,824	△34,824	17,218,465
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△473,653			△473,653
当 期 純 利 益		1,540,378			1,540,378
自 己 株 式 の 取 得	△348,476	△348,476			△348,476
自 己 株 式 の 消 却	349,707	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			205,195	205,195	205,195
当 期 変 動 額 合 計	1,230	718,248	205,195	205,195	923,443
当 期 末 残 高	△1,600	17,971,538	170,370	170,370	18,141,909

謄 本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月11日

アネスト岩田株式会社
取締役会 御中

青 南 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 小 平 修 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 敏 雄 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アネスト岩田株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

謄 本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月11日

アネスト岩田株式会社
取締役会 御中

青 南 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 小 平 修 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 敏 雄 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

謄 本

監 査 報 告 書

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月18日

アネスト岩田株式会社 監査役会

常勤監査役	岩 田 一	Ⓔ
社外監査役	腰 越 勉	Ⓔ
社外監査役	高 山 昌 茂	Ⓔ
社外監査役	森 敏 文	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元に努めることを重要な使命とし、収益力の強化に努め安定した配当をすることを基本としております。当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 6円50銭 総額 275,019,537円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成25年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を変更及び追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1.～5. (条文省略) 6. 医療機器の製造 (新設) <u>7.～8.</u> (条文省略)	(略) (目的) 第2条 (現行のとおり) 1.～5. (現行のとおり) 6. 医療機器の製造販売 <u>7. 電力供給装置、動力伝達装置の製造販売</u> <u>8.～9.</u> (現行のとおり)
	(略)

第3号議案 取締役6名選任の件

現任取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	壺田貴弘 (昭和32年5月15日生)	昭和56年4月 当社入社 平成12年4月 当社塗装システム部長 平成13年6月 当社取締役就任 塗装システム部長 平成15年4月 当社塗装機器部長兼塗装システム部長 平成16年4月 当社塗装機部長 平成20年4月 当社代表取締役社長(現) ANEST IWATA MOTHERSON Ltd. 代表取締役(現) ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Ltd. 代表取締役(現) ANEST IWATA Korea Corp. 代表取締役(現) 平成21年11月 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 代表取締役(現) (重要な兼職の状況) ANEST IWATA MOTHERSON Ltd. 代表取締役 ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Ltd. 代表取締役 ANEST IWATA Korea Corp. 代表取締役 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 代表取締役	50千株
2	飯田紀之 (昭和30年2月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成11年4月 当社経営企画室長 平成13年6月 当社取締役就任(現) 経営企画室長 平成15年4月 当社小形圧縮機部長兼中形圧縮機部長 平成16年4月 当社圧縮機部長 平成20年4月 当社経営管理部長 平成23年4月 当社管理部長(現)	52千株
3	古賀弘志 (昭和33年2月13日生)	平成16年9月 当社入社 平成17年4月 当社関係会社管理室長 平成21年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社経理部長(現) 平成23年6月 当社取締役就任(現)	17千株
4	森本潔 (昭和20年7月18日生)	昭和43年3月 当社入社 平成6年6月 当社取締役就任 経営企画室長 平成8年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社代表取締役社長 平成20年4月 当社代表取締役会長(現)	108千株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※5	塚本真也 (昭和41年1月22日生)	平成2年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員就任 圧縮機部長(現)	10千株
6	町田厚美 (昭和25年10月21日生)	昭和48年4月 山武ハネウエル株式会社入社 平成2年2月 矢矧コンサルティング株式会社入社 平成2年10月 株式会社ジェムコ日本経営入社 平成8年3月 学校法人産業能率大学入職 平成13年12月 株式会社フューチャーネクスト 代表取締役(現) 平成23年6月 当社取締役就任(現) (重要な兼職の状況) 株式会社フューチャーネクスト 代表取締役	一株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
壺田貴弘氏は、ANEST IWATA MOTHERSON Ltd. 代表取締役、ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Ltd. 代表取締役、ANEST IWATA Korea Corp. 代表取締役、杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司代表取締役を兼務し、4社は当社と製品販売・仕入れ等について取引関係があります。
2. 町田厚美氏は社外取締役候補者であります。
3. 町田厚美氏につきましては、経営コンサルタントとしての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただくとともに、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 町田厚美氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
5. 町田厚美氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 町田厚美氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 町田厚美氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
8. 当社は、社外取締役の選任に当たり、独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」(独立役員の独立性に関する判断基準等)を参考にしております。町田厚美氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしておりますので、同所に独立役員として届け出ています。
9. 町田厚美氏は、社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
10. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会及び従業員持株会における持分を含めた平成25年3月31日現在の実質持ち株数を記載しております。
11. ※の候補者は新任候補者であります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成24年5月16日の取締役会決議及び平成24年6月26日の第66期定時株主総会におけるご承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）に関する対応方針（以下「本方針」といいます。）を更新しておりますが、本方針につきましては平成25年6月26日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもってその有効期間が満了いたします。そこで、当社は第4号議案におきまして、本方針を本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時まで継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役会は、本定時株主総会において、本方針の継続に関しまして、本方針を第4号議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認を得られることを本方針の継続の条件といたしました。本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針の継続にあたり、基本的内容についての変更はございません。

本方針の内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に記述いたします。

本継続につきましては社外監査役を含むすべての監査役が、本方針の具体的運用が適正に行われことを条件として、同意しております。

なお、本日現在、当社に対する当社株式の大規模買付行為に関する提案、申し入れ等はありませんので、念のために申し添えます。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

平成19年5月15日施行

平成25年5月8日改訂

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取り組み

当社は、大正15年に創業以来、「誠心」を社是として、常に「お客様の立場に立ち、誠心を込め製品やサービスをお届けする。」ことを実行してまいりました。品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただき、塗装機器・圧縮機・真空機器の専門メーカーとして、世界No.1を目指す企業へと成長してまいりました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物であります。

「収益に徹底して固執する」「次なる成長へ向けて事業規模の拡大に挑戦する」「困難な経営課題の改革にスピードをもって取り組む」「社会的規範・環境保全を最重視し、社会に貢献する」を基本方針と定め、長期的成長に向けた基盤整備を進めてまいります。社是の具体化を目指して更なる品質向上・技術革新に努めるとともに、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することが、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 本方針の目的と基本的な考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するものも少なくありません。そのため、当社取締役会としては企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様への買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入するものであります。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はありません。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に、又は株主総会を開催する場合には株主の皆様へ発動の可否を判断いただくための検討期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

本方針は以下の①または②に該当する当社株券の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合は適用対象とします。大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は予め本方針に定める手続に従わなければならないものとします。

①.当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け

②.当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

注3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

注4. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5. 金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。以下同じとします。

注6. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

注7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

①. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

②. 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

③. 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

④. 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と

同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針・経営理念、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

⑤. 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

⑥. その他大規模買付行為の妥当性及び適法性等を判断するために当社取締役会または独立委員会（後記4.「独立委員会の設置」、別紙2「独立委員会規程の概要」及び（注8）をご参照）が合理的に必要と判断する情報

注8. 独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本方針が取締役の保身のために利用されることがないように監視するとともに、企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反する買付けを抑止するという働きを担います。独立委員会は、公正で合理的な判断を可能にするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社取締役会との間に特別の利害関係を有していない当社社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等の中から選任され、計3名以上の委員で構成されます。なお、本方針の継続時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、後述の別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成および取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重しうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールの遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反するか否かおよび対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会にかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会からの勧告手続を経なければならぬものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正さおよび合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

独立委員会の委員には、町田厚美氏、腰越勉氏、高山昌茂氏、森敏文氏の合計4名が就任する予定です。なお、独立委員会規程の概要は、別紙2の「独立委員会規程の概要」に、各委員の略歴は、別紙3の「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりです。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損うと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、必要に応じて株主総会の承認を得たうえで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、必要かつ相当な範囲内で例外的に対抗措置を講じることがあります。

①. 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合（いわゆる、グリーンメーラーと判断される場合）

②. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付け者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合

③. 当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行っていると判断される場合

④. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で買付けを行っていると判断される場合

⑤. 大規模買付者が提案する当社株式の買付方法が、強圧的の二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け行為と判断される場合

⑥. 大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると判断される場合

⑦. 大規模買付者が提案する当社株式の買付条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適切なものであると判断される場合

⑧. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記（1）または（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記3. (2)「大規模買付情報の提供」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受けられる機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株式については、名義書換手続きは不要です。）。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告した後であっても、勧告後に大規模買付者が買付を撤回した場合、または勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付が上記「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の「(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」の①ないし⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、または既に行った対抗措置の発動勧告を撤回することができるものとします。

当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の

損害を被る可能性があります。

7. 大規模買付ルールの有効期限等

本方針の有効期限は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において議案としてお諮りし、本方針が株主の皆様のご承認を得られた場合には、来年以降、毎年6月に開催予定の当社の定時株主総会において毎回お諮りすることとし、株主の皆様のご意思を確認することといたします。ただし、本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、司法判断の動向、公的機関の対応および会社法ならびに金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存であり、本方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本方針を修正する場合があります。

なお、平成25年3月31日現在の大株主の状況は別紙4の「大株主の状況」に記載のとおりです。

8. 本方針の合理性

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しています。

①. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

③. 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において本方針の導入を決定いたしました。上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本定時株主総会において、本方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で本方針は廃止されます。そのため、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。また、本方針は毎年開催される当社定時株主総会において株主の皆様のご意思が反映されます。

④. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本方針の導入にあたり、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しました。また、独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない当社社外監査役及び社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等）で構成されます。

⑤. 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止する可能性があります。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、必要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とし、時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者(注9)、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者(注10)、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(注11)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものとし、なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権の無償割当て決議において別途定めるものとします。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

注9.当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注10.公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注11.ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配

下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。
以上

■ 独立委員会規程の概要

別紙2

1. 独立委員会の設置 当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、合理性及び公正性を担保するため、独立委員会を設置する。

2. 独立委員会の構成と選任

- (1) 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という。）は、3名以上とする。
- (2) 独立委員は、当社の業務執行を行う取締役から独立している社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務、実績のある会社経営者、或いはこれらに準ずる者の中から取締役会が選任する。取締役会は出席取締役の過半数の賛成により独立委員を選任する。選任にあたっては、独立委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。

3. 独立委員の任期

独立委員の任期は、原則として取締役会がその者を独立委員に選任しその者が独立委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される定時株主総会の終結時までとし、再任を認めるものとする。

4. 独立委員の解任

取締役会は、以下の事由が生じた場合、出席取締役の3分の2以上の賛成により独立委員を解任することができる。

- (1) 重度の身体又は精神の障害その他の事由により、業務を遂行できない場合
- (2) 大規模買付者グループに含まれる者又は大規模買付者グループに含まれる者になろうとする者と客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難である関係を有していると認識した場合
- (3) 独立委員が法令等に違反した場合
- (4) 独立委員が上記2.の(2)に定める者ではなくなった場合

5. 善管注意業務

独立委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

6. 独立委員会の開催

独立委員会は、本規程に従い、必要に応じて随時開催する。

7. 独立委員会の招集

独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

8. 独立委員会の権能

(1) 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する、以下に規定する事項につき審議・決議し、その決議事項を、その理由を付して取締役会に勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しなければならない。

- ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
- ② 当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否か
- ③ 大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するか
- ④ 対抗措置を講じるか否か
- ⑤ 当社取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否か
- ⑥ その他上記に関連する事項

(2) 独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公

認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から、その検討および審議に必要な専門的な助言をえることができる。

(3) 独立委員会は、当社取締役、従業員又は監査役に対し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。

9. 独立委員会の勧告

勧告の内容については、原則として委員全員が出席し、その過半数の賛成をもって決定する。

以上

■ 独立委員会委員の氏名及び略歴

別紙3

- 町田 厚美 (まちだ あつみ) 昭和 25年10月生
昭和 48年 4月 山武ハネウエル株式会社入社
平成 2年 2月 矢矧コンサルタンツ株式会社入社
平成 2年 10月 株式会社ジェムコ日本経営入社
平成 8年 3月 学校法人産業能率大学入職
平成 13年 12月 株式会社フューチャーネクスト 代表取締役 (現)
平成 23年 6月 当社社外取締役就任 (現)
- 腰越 勉 (こしごえ つとむ) 昭和29年7月生
昭和 52年 4月 丸善株式会社入社
昭和 59年 1月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所
昭和 62年 3月 公認会計士登録
腰越公認会計士事務所開設 (現)
昭和 62年 6月 税理士登録
昭和 62年 8月 青南監査法人入所
平成 2年 10月 株式会社未来会計社設立 代表取締役 (現)
平成 7年 4月 立教大学非常勤講師
平成 16年 6月 当社監査役就任 (現)
平成 19年 1月 株式会社清水会計センター 代表取締役 (現)
平成 24年 3月 日栄監査法人 代表社員 (現)
- 高山 昌茂 (たかやま まさしげ) 昭和36年9月生
昭和 61年 8月 大原簿記学校会計士科専任講師
昭和 62年 9月 英和監査法人 (現有限責任 あずさ監査法人) 入所
平成 2年 2月 協和監査法人入所
平成 2年 8月 公認会計士登録
平成 10年 2月 協和監査法人 社員
平成 14年 4月 税理士法人協和会計事務所 社員
平成 19年 1月 協和監査法人 代表社員 (現)
税理士法人協和会計事務所 代表社員 (現)
平成 19年 4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 特任教授
平成 19年 9月 内閣府 公益認定等委員会 参与
平成 23年 2月 文部科学省 独立行政法人評価委員会 臨時委員 (現)
平成 24年 6月 当社監査役就任 (現)
平成 25年 2月 オーピーアイジャパン株式会社 代表取締役 (現)

森 敏文 (もり としふみ) 昭和21年1月生
 昭和 43年 4月 三菱商事株式会社入社
 昭和 55年 6月 米国スタンフォード大学 MBA取得
 平成 5年 8月 欧阿中東三菱商事株式会社 副社長
 平成 7年 12月 米国三菱商事株式会社 副社長兼グループCOO
 平成 12年 6月 三菱製紙株式会社入社
 Mitsubishi Hitec Paper Bielefeld GmbH 取締役社長兼CEO
 Mitsubishi Hitec Paper Flensburg GmbH 取締役社長兼CEO
 Mitsubishi Paper GmbH 取締役社長兼CEO
 Mitsubishi Paper Holding (Europe) GmbH 取締役社長兼CEO
 平成 16年 6月 三菱製紙株式会社 上席執行役員
 平成 19年 8月 Heidrick & Struggles(Japan) 代表兼マネージング パートナー
 平成 23年 6月 株式会社ウイルビー・インターナショナル 顧問
 平成 24年 4月 株式会社コーチ・エイ 顧問(現)
 平成 24年 6月 当社監査役就任 (現)

上記独立委員会委員は、いずれも会社法で規定される社外取締役及び社外監査役の要件及び東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしますので、独立役員として届け出ております。

以上

■ 大株主の状況

別紙 4

平成25年3月31日現在

①発行可能株式総数	189,290,000株
②発行済株式の総数	42,310,698株 (自己株式 4,807株を除く)
③株 主 数	4,157名
④大 株 主	

氏名又は名称	所有持株数	所有株式数の割合※
	株	%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,272,000	5.4
ア ネ ス ト 岩 田 仕 入 先 持 株 会	2,107,100	5.0
ア ネ ス ト 岩 田 得 意 先 持 株 会	2,036,000	4.8
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,520,848	3.6
ア ネ ス ト 岩 田 従 業 員 持 株 会	1,314,300	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,272,000	3.0
株 式 会 社 常 陽 銀 行	1,200,000	2.8
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,105,635	2.6
日本マスタートラスト信託銀行 (信託口)	1,087,000	2.6
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,034,349	2.4

※所有株式数の割合は、発行済株式総数(自己株式を除く)に対する所有株式数の割合であります。

以上

株主総会会場ご案内図

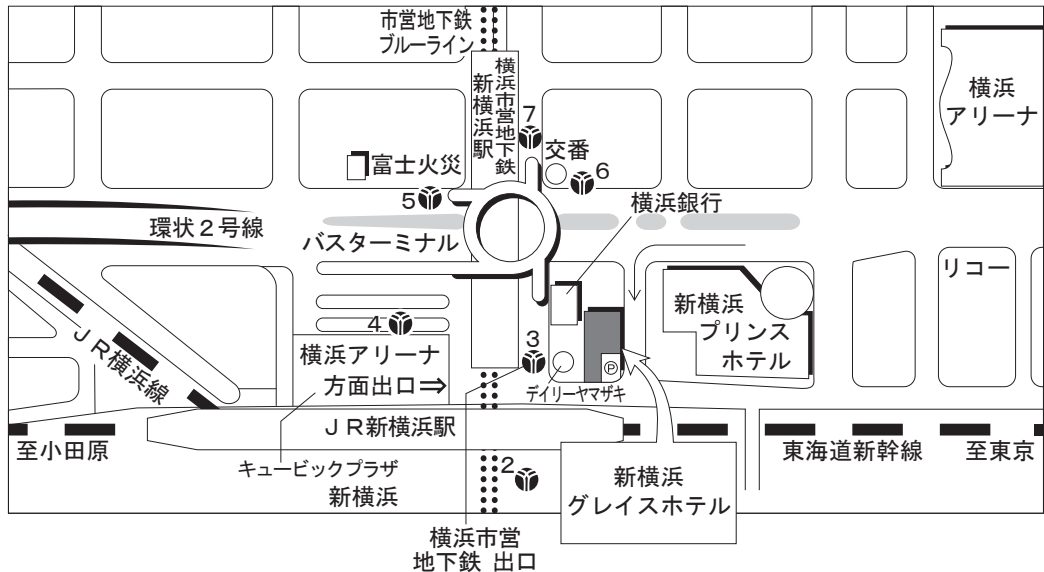
会 場 神奈川県横浜市港北区新横浜 3丁目 6番15号
新横浜グレイスホテル 4階 「サフィアの間」

TEL 045-474-5111

最寄駅

新横浜駅(JR各線・市営地下鉄)より徒歩1分

- 1) JR各線 横浜アリーナ方面出口
- 2) 市営地下鉄 3番出口



アネスト岩田株式会社

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)

平成19年5月15日施行

平成25年5月8日改訂

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取り組み

当社は、大正15年に創業以来、「誠心」を社是として、常に「お客様の立場に立ち、誠心を込め製品やサービスをお届けする。」ことを実行してまいりました。品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただき、塗装機器・圧縮機・真空機器の専門メーカーとして、世界No.1を目指す企業へと成長してまいりました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物であります。

「収益に徹底して固執する」「次なる成長へ向けて事業規模の拡大に挑戦する」「困難な経営課題の改革にスピードをもって取り組む」「社会的規範・環境保全を最重視し、社会に貢献する」を基本方針と定め、長期的成長に向けた基盤整備を進めてまいります。社是の具体化を目指して更なる品質向上・技術革新に努めるとともに、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することが、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 本方針の目的と基本的な考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するものも少なくありません。そのため、当社取締役会としては企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様へ買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入するものであります。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はありません。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に、又は株主総会を開催する場合には株主の皆様が発動の可否を判断いただくための検討期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

本方針は以下の①または②に該当する当社株券の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合は適用対象とします。大規模行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は予め本方針に定める手続に従わなければならないものとします。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。以下同じとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ④当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針・経営理念、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑥その他大規模買付行為の妥当性及び適法性等を判断するために当社取締役会または独立委員会(後記4.「独立委員会の設置」、別紙2「独立委員会規程の概要」及び(注8)をご参照)が合理的に必要と判断する情報

注8 独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本方針が取締役の保身のために利用されることがないよう監視するとともに、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する買付けを抑止するという働きを担います。独立委員会は、公正で合理的な判断を可能にするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社取締役会との間に特別の利害関係を有していない当社社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等の中から選任され、計4名以上の委員で構成されます。なお、本方針の継続時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、後述の別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」とおりです。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を

十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会にかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

独立委員会の委員には、町田 厚美氏、腰越 勉氏、高山 昌茂氏、森 敏文氏の合計4名が就任する予定です。なお、独立委員会規程の概要は、別紙2の「独立委員会規程の概要」に、各委員の略歴は、別紙3の「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりです。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、必要に応じて株主総会の承認を得たうえで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、必要かつ相当な範囲内で例外的に対抗措置を講じることがあります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合（いわゆる、グリーンメーラーと判断される場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付け者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で買付けを行なっていると判断される場合
- ⑤大規模買付者が提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け行為と判断される場合
- ⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると判断される場合
- ⑦大規模買付者が提案する当社株式の買付条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- ⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をも

って判断される場合

(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記3.(2)「大規模買付情報の提供」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までには、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株式については、名義書換手続きは不要です。）。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告した後であっても、勧告後に大規模買付者が買付を撤回した場合、または勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付が上記「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の「(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」の①ないし⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、または既に行った対抗措置の発動勧告を撤回することができるものとします。

当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7. 大規模買付ルールの有効期限等

本方針の有効期限は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において議案としてお諮りし、本方針が株主の皆様のご承認を得られた場合には、来年以降、毎年6月に開催予定の当社の定時株主総会において毎回お諮りすることとし、株主の皆様の意思を確認することといたします。ただし、本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合は、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、司法判断の動向、公的機関の対応及び会社法ならびに金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存であり、本方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本方針を修正する場合があります。

なお、平成25年3月31日現在の大株主の状況は別紙4の「大株主の状況」に記載のとおりです。

8. 本方針の合理性

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しています。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

③株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において本方針の導入を決定いたしました。上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本定時株主総会において、本方針に関する株主の皆様

の意思を確認させていただくため議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で本方針は廃止されます。そのため、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。また、本方針は毎年開催される当社定時株主総会において株主の皆様の意思が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本方針の導入にあたり、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しました。また、独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない当社社外監査役及び社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等）で構成されます。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止する可能性があります。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上

新株予約権無償割当の概要

【別紙1】

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とし、時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者(注9)、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者(注10)、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(注11)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権の無償割当て決議において別途定めるものとします。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき

当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

注9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注10 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

独立委員会規程の概要

【別紙2】

1. 独立委員会の設置

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、合理性及び公正性を担保するため、独立委員会を設置する。

2. 独立委員会の構成と選任

(1) 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という。）は、3名以上とする。

(2) 独立委員は、当社の業務執行を行う取締役から独立し、当社及び取締役会との間に特別の利害関係を有していない社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務、実績のある会社経営者、或いはこれらに準ずる者の中から取締役会が選任する。取締役会は出席取締役の過半数の賛成により独立委員を選任する。選任にあたっては、独立委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。

3. 独立委員の任期

独立委員の任期は、原則として取締役会がその者を独立委員に選任しその者が独立委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される定時株主総会の終結時までとし、再任を認めるものとする。

4. 独立委員の解任

取締役会は、以下の事由が生じた場合、出席取締役の3分の2以上の賛成により独立委員を解任することができる。

(1) 重度の身体又は精神の障害その他の事由により、業務を遂行できない場合

(2) 大規模買付者グループに含まれる者又は大規模買付者グループに含まれる者になろうとする者と客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難である関係を有していると認識した場合

(3) 独立委員が法令等に違反した場合

(4) 独立委員が上記2.の(2)に定める者ではなくなった場合

5. 善管注意業務

独立委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

6. 独立委員会の開催

独立委員会は、本規程に従い、必要に応じて随時開催する。

7. 独立委員会の招集

独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

8. 独立委員会の権能

(1) 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する、以下に規定する事項につき審議・決議し、その決議事項を、その理由を付して取締役会に勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しなければならない。

- ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
- ②当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否か
- ③大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する否か
- ④対抗措置を講じるか否か
- ⑤当社取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否か
- ⑥その他上記に関連する事項

(2) 独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言をえることができる。

(3) 独立委員会は、当社取締役、従業員又は監査役に対し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。

9. 独立委員会の勧告

勧告の内容については、原則として委員全員が出席し、その過半数の賛成をもって決定する。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴

【別紙3】

町田 厚美 （まちだ あつみ）

【略歴】 昭和 25年 10月 生まれ
 昭和 48年 4月 山武ハネウエル株式会社入社
 平成 2年 2月 矢矧コンサルタンツ株式会社入社
 平成 9年 10月 株式会社ジェムコ日本経営入社
 平成 8年 3月 学校法人産業能率大学入職
 平成 13年 12月 株式会社フューチャーネクスト代表取締役（現）
 平成 23年 6月 当社社外取締役就任（現）

腰越 勉 (こしごえ つとむ)

【略歴】 昭和 29年 7月 生まれ
 昭和 52年 4月 丸善株式会社入社
 昭和 59年 1月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所
 昭和 62年 3月 公認会計士登録
 昭和 62年 3月 腰越公認会計士事務所開設(現)
 昭和 62年 6月 税理士登録
 昭和 62年 8月 青南監査法人入所
 平成 2年 10月 株式会社未来会計社設立 代表取締役就任(現)
 平成 7年 4月 立教大学非常勤講師
 平成 16年 6月 当社 監査役就任(現)
 平成 19年 1月 株式会社清水会計センター 代表取締役(現)
 平成 24年 3月 日栄監査法人 代表社員(現)

高山 昌茂 (たかやま まさしげ)

【略歴】 昭和 36年 9月 生まれ
 昭和 61年 8月 大原簿記学校会計士科専任講師
 昭和 62年 9月 英和監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所
 平成 2年 2月 協和監査法人入所
 平成 2年 8月 公認会計士登録
 平成 10年 2月 協和監査法人 社員
 平成 14年 4月 税理士法人協和会計事務所 社員
 平成 19年 1月 協和監査法人 代表社員(現)
 税理士法人協和会計事務所 代表社員(現)
 平成 19年 4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 特任教授
 平成 19年 9月 内閣府 公益認定等委員会 参与
 平成 23年 2月 文部科学省 独立行政法人評価委員会 臨時委員(現)
 平成 24年 6月 当社 監査役就任(現)
 平成 25年 2月 オーピーアイジャパン株式会社 代表取締役(現)

森 敏文 (もり としふみ)

【略歴】 昭和 21年 1月 生まれ
 昭和 43年 4月 三菱商事株式会社入社
 昭和 55年 6月 米国スタンフォード大学 MBA取得
 平成 5年 8月 欧阿中東三菱商事株式会社 副社長
 平成 7年 12月 米国三菱商事株式会社 副社長兼グループCOO
 平成 12年 6月 三菱製紙株式会社入社
 Mitsubishi Hitec Paper Bielefeld GmbH 取締役社長兼CEO
 Mitsubishi Hitec Paper Flensburg GmbH 取締役社長兼CEO
 Mitsubishi Paper GmbH 取締役社長兼CEO
 Mitsubishi Paper Holding (Europe) GmbH 取締役社長兼CEO
 平成 16年 6月 三菱製紙株式会社 上席執行役員
 平成 19年 8月 Heidrick & Struggles(Japan)
 代表兼マネージング パートナー
 平成 23年 6月 株式会社ウイルビー・インターナショナル 顧問
 平成 24年 4月 株式会社コーチ・エイ 顧問(現)
 平成 24年 6月 当社 監査役就任(現)

上記独立委員会委員は、いずれも会社法で規定される社外取締役及び社外監査役の要件及び、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たし、同取引所に独立役員として届け出ています。

大株主の状況

【別紙4】

平成25年3月31日現在

1. 発行可能株式総数 189,290,000株
2. 発行済株式総数 42,315,505株 (自己株式を除いた発行済株式総数:42,310,698株)
3. 株主数 4,157名
4. 大株主(上位10名)

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数(自己株式を除く)に対する所有株式数の割合(%)
第一生命保険株式会社	2,272	5.37
アネスト岩田仕入先持株会	2,107	4.98
アネスト岩田得意先持株会	2,036	4.81
明治安田生命保険相互会社	1,520	3.59
アネスト岩田従業員持株会	1,314	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,272	3.01
株式会社常陽銀行	1,200	2.84
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,105	2.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,087	2.57
株式会社りそな銀行	1,034	2.44
合計	14,949	35.33

以上

連結計算書類の連結注記表

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(イ)連結子会社 29社

アネスト岩田サービス株式会社
アネスト岩田コーティングサービス株式会社
アネスト岩田キャンベル株式会社
アネスト岩田真空サービス株式会社

ANEST IWATA Europe s. r. l.
AIR GUNSA s. r. l.
ANEST IWATA AIR TECH s. r. l.
ANEST IWATA France S.A.
ANEST IWATA (U. K.) Ltd.
Anest Iwata Scandinavia AB
ANEST IWATA Iberica S.L.
ANEST IWATA Deutschland GmbH

阿耐思特岩田産業機械(上海)有限公司
嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司
東莞阿耐思特岩田機械有限公司
上海阿耐思特岩田塗装機械有限公司
阿耐思特岩田(上海)商貿有限公司
ANEST IWATA MOTHERSON Ltd.
ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Ltd.
AIR FACTORY ENERGY Ltd.
ANEST IWATA SOUTHEAST ASIA Co.,Ltd.
ANEST IWATA Korea Corp.

ANEST IWATA USA, Inc.
ANEST IWATA-Medea, Inc.
ANEST IWATA AIR ENGINEERING, Inc.
ANEST IWATA DO BRASIL COMERCIAL LTDA.
ANEST IWATA Australia Pty.Ltd.
ANEST IWATA RUS LLC
ANEST IWATA South Africa (Pty) Ltd.

ANEST IWATA South Africa (Pty) Ltd. を設立し、当連結会計年度より連結子会社としております。

上海阿耐思特岩田塗装機械有限公司は、持分の追加取得により子会社となったため、持分法適用会社から連結子会社に変更しております。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結し、業績は「持分法による投資利益」として計上しております。

(ロ)非連結子会社 0社

2. 持分法の適用に関する事項

(イ)持分法適用の非連結子会社数 0社

(ロ)持分法適用の関連会社数 5社

Anest Iwata Italia s.r.l.

Powerex-Iwata Air Technology, Inc.

岩田友嘉精機股分有限公司

杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司

株式会社アドバン理研

(ハ)持分法を適用しない非連結子会社数 0社

(ニ)持分法を適用しない関連会社数 1社

株式会社海南

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(ホ)持分法適用会社の決算日は、連結決算日と異なりますが各社の直近の事業年度にかかる計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、アネスト岩田サービス株式会社、アネスト岩田コーティングサービス株式会社、アネスト岩田キャンベル株式会社、アネスト岩田真空サービス株式会社、AIR FACTORY ENERGY Ltd.、ANEST IWATA MOTHERSON Ltd.及びANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Ltd.の決算日は連結決算日と同一であります。

その他の連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

主に決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

主に移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主に先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社の平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15～50年
機械装置及び運搬具	4～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース資産総額に重要性が増したため、平成23年3月期以降にリースを開始したものについては、リース料総額と取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期へ利息法により配分する方法を採用しております。それ以外のものについては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、連結会社間の債権債務相殺消去後の債権を基準として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

売上製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の経験率による発生見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職一時金制度の適用対象者については、退職給付引当金として1,968,857千円計上し、企業年金基金制度の適用対象者については、年金資産額が退職給付債務見込額に過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異を加減した額を超過しているため、当該超過額270,305千円を前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

なお、当社及び国内連結子会社の会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は退職金制度として、退職一時金制度、企業年金基金制度及び確定拠出年金制度を採用しておりますが、平成24年4月1日に制度を改正し、企業年金基金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しました。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）」を適用しております。本移行に伴う影響額は、退職給付制度改定益として、82,314千円を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債と、収益及び費用は在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて表示しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

6. 未適用の会計基準等

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産減価償却累計額	10,360,815千円
(2) 投資有価証券中の関連会社の株式	1,121,301千円
(3) 投資その他の資産のその他中の関連会社の出資金	209,113千円

(4) 短期借入金

当社及び一部の連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行14行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの契約額	7,604,396千円
借入実行残高	—
借入未実行残高	7,604,396千円

(5) 担保に供している資産

下記資産を長期借入金38,823千円(内1年以内返済予定分1,071千円)の担保に供しております。

建物	25,694千円
土地	7,200千円
計	32,895千円

(連結損益計算書に関する注記)

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 一般管理費に含まれる研究開発費 | 467,135千円 |
|---------------------|-----------|
- 固定資産売却益は車両運搬具の売却によるものであります。
 - 投資有価証券売却益は上場株式の売却によるものであります。
 - 特別利益その他は関係会社出資金の売却による持分変動差額1,507千円、関係会社出資金の取得による負のれん発生益3,757千円、及び関係会社株式売却益306千円であります。
 - 固定資産売却損は主に機械及び装置の売却によるものであります。
 - 固定資産除却損は主に機械及び装置の除却によるものであります。
 - 投資有価証券売却損は上場株式の売却によるものであります。
 - 投資有価証券償還損は償還条件付社債の償還によるものであります。
 - 特別損失のその他は、建物解体工事費用1,000千円、関係会社出資金の売却による持分変動差額1,670千円、及び関係会社株式売却損1,482千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	43,365,505	—	1,050,000	42,315,505

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却 1,050,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,481	1,046,326	1,050,000	4,807

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

当社は、平成24年8月20日開催及び平成24年11月21日開催の取締役会において、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、次のとおり自己株式を取得いたしました。これにより、自己株式が347,680千円増加しております。

- (1) 取得した株式の種類 当社普通株式
 (2) 取得した株式の総数 1,044,000株
 (3) 取得実施日 平成24年8月21日及び平成24年11月22日

その他に単元未満株式の買取による増加が2,326株あります。

減少数の内訳は、次のとおりであります。

当社は、平成24年12月8日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、次のとおり自己株式を消却いたしました。これにより、利益剰余金及び自己株式がそれぞれ349,707千円減少しております。

- (1) 消却した株式の種類 当社普通株式
 (2) 消却した株式の総数 1,050,000株
 (3) 消却実施日 平成24年12月25日

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	216,785	5.0	平成24年3月31日	平成24年6月27日
平成24年11月7日 取締役会	普通株式	256,868	6.0	平成24年9月30日	平成24年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 次のとおり決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	275,019	6.5	平成25年3月31日	平成25年6月27日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画に基づいて、円滑な経営活動を行うための資金の有効な調達及び運用を行っております。

運転資金の調達については、原則として当座貸越契約等による効率的な調達を行います。ただし、設備投資に必要な資金の一部については、ファイナンス・リース取引を利用して調達する場合があります。デリバティブ取引については、リスク回避を目的としたものに限定して行う場合がありますが、投機的な取引については、一切行わない方針であります。

一時的な余裕資金の運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用する方針であります。この運用にあたっては、満期までの期間が1年を超える金融資産を選択する場合があります。このうち、長期預金については、格付けの高い金融機関に限定しております。また、満期保有目的の債券についても、信用リスクの僅少な格付けの高い債券のみを対象として取得しております。

保有する株式については主に取引先企業のものであり、市場価格の変動リスクがありますが、定期的な時価及び発行会社の財務状況等を把握し権利の保全に努めております。

また、営業債権については、取引先の定期的な調査及び分析、未回収額の迅速な原因分析を行い信用リスクの軽減を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものにつきましては、次表には含めておりません。

区 分	連結決算日における 連結貸借対照表 計上額(千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
①現金及び預金(長期預金含む)	6,813,223	6,814,258	1,034
②受取手形及び売掛金	4,210,172	4,210,172	—
③有価証券及び投資有価証券	2,174,860	2,175,721	861
④支払手形及び買掛金	2,388,558	2,388,558	—
⑤リース債務	497,476	511,306	13,830

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金（長期預金含む）

定期預金につきましては、元利金の合計額を新規に大口定期預金に預け入れした場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。それ以外は、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形及び売掛金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格に、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

④支払手形及び買掛金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤リース債務

元利金の合計額を新規に借入した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券

非上場株式（関係会社株式含む）

1,327,105千円

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 445円35銭

1株当たり当期純利益 41円56銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益(千円)	1,780,018
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,780,018
期中平均株式数(株) (普通株式)	42,828,519

計算書類の個別注記表

個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
(子会社出資金及び関連会社出資金を含む)
移動平均法による原価法
 - (2) 満期保有目的の債券
償却原価法 (定額法)
 - (3) その他有価証券

時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	
時価のないもの	移動平均法による原価法	
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法を採用しております。

建	物	15～50年
機	械及び装置	7～12年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース資産総額に重要性が増したため、平成23年3月期以降にリースを開始したものについては、リース料総額と取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期へ利息法により配分する方法を採用しております。それ以外のものについては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
 - (4) 製品保証引当金
売上製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の経験率による発生見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職一時金制度の適用対象者については、退職給付引当金として1,888,159千円計上し、企業年金基金制度の適用対象者については、年金資産額が退職給付債務見込額に過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異を加減した額を超過しているため、当該超過額270,305千円を前払年金費用として計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(追加情報)

当社は退職金制度として、退職一時金制度、企業年金基金制度及び確定拠出年金制度を採用しておりますが、平成24年4月1日に制度を改正し、企業年金基金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しました。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用しております。本移行に伴う影響額は、退職給付制度改定益として82,314千円計上しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式で処理しております。

7. 会計方針の変更

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

8. 未適用の会計基準等

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産減価償却累計額	9,355,405千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	1,499,362千円
長期金銭債権	836,088千円
短期金銭債務	149,964千円
(3) 当社は運転資金の効率的な調達を行なうため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末日の借入未実行残高は次のとおりです。	
当座貸越極度額の契約額	7,200,000千円
借入実行残高	—
借入未実行残高	7,200,000千円

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上	6,532,722千円
仕入	1,336,318千円
営業取引以外の取引高	483,050千円

(2) 研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費 467,135千円

(3) 投資有価証券売却益は上場株式の売却によるものであります。

(4) 特別利益その他は車両運搬具の売却による固定資産売却益24千円と関係会社株式売却益687千円であり
ます。

(5) 固定資産売却損は主に機械及び装置の売却によるものであります。

(6) 固定資産除却損は主に機械及び装置の除却によるものであります。

(7) 投資有価証券売却損は上場株式の売却によるものであります。

(8) 投資有価証券償還損は償還条件付社債の償還によるものであります。

(9) 特別損失のその他は、建物解体工事費用1,000千円及び関係会社株式売却損860千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,481	1,046,326	1,050,000	4,807

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

当社は、平成24年8月20日開催及び平成24年11月21日開催の取締役会において、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、次のとおり自己株式を取得いたしました。これにより、自己株式が347,680千円増加しております。

(1) 取得した株式の種類 当社普通株式

(2) 取得した株式の総数 1,044,000株

(3) 取得実施日 平成24年8月21日及び平成24年11月22日

その他に単元未満株式の買取による増加が2,326株あります。

減少数の内訳は、次のとおりであります。

当社は、平成24年12月8日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、次のとおり自己株式を消却いたしました。これにより、利益剰余金及び自己株式がそれぞれ349,707千円減少しております。

(1) 消却した株式の種類 当社普通株式

(2) 消却した株式の総数 1,050,000株

(3) 消却実施日 平成24年12月25日

(リース取引に関する注記)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機械及び装置	186,096	178,459	7,636
工具、器具及び備品	5,162	5,162	—
合計	191,258	183,621	7,636

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内 9,163千円

1年超 ー千円

合計 9,163千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 30,731千円

減価償却費相当額 24,105千円

支払利息相当額 6,625千円

4. 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5. 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ANEST IWATA Europe s.r.l.	イタリア トリノ市	800,000 (EUR)	塗装機器、塗装設備の販売	直接 86.8	2人	当社製品の販売等	販売	549,294	売掛金	346,045
関連会社	(株)海南	東京都 渋谷区	85,000 (千円)	圧縮機、真空機器、塗装機器、塗装設備の販売	直接 25.1	なし	当社製品の販売等	販売	1,654,493	売掛金	244,118

取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の販売等の取引につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

第67期(平成25年3月31日)

繰延税金資産	
退職給付引当金	681,046千円
賞与引当金	191,594千円
その他	499,897千円
繰延税金資産 小計	1,372,538千円
評価性引当額	△305,636千円
繰延税金資産 合計	1,066,902千円

繰延税金負債	
前払年金費用	△95,958千円
その他有価証券評価差額金	△93,769千円
繰延税金負債 合計	△189,728千円

繰延税金資産の純額 877,173千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第67期(平成25年3月31日)

法定実効税率	37.9%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.1%
試験研究費の特別控除	△2.4%
その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 428円78銭
 1株当たり当期純利益 35円97銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益(千円)	1,540,378
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,540,378
期中平均株式数(株) (普通株式)	42,828,519